

小野町し尿及び浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽清掃業務委託 仕様書

小野町内のし尿及び浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽清掃業務について、以下のとおり仕様を定める。

1 業務概要

一般廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「法」という。）第 6 条の 2 により「市町村が定めた一般廃棄物処理計画に従って、市町村が収集、運搬及び処分をしなければならない。」となっている。

当該業務は上記内容を遵守し、一般廃棄物処理業（収集運搬）として、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽清掃業務を委託する。

2 業 務 日

- （１） 業務日は契約期間中の土曜日、日曜日、祝日、１２月２９日から翌年の１月３日を除く 毎日とする。
- （２） 業務日に臨時休業しようとするときは、原則として書面により委託者の承認を得るものとする。
- （３） 災害その他必要に応じて、町から緊急に業務を指示されたときは、休業日であるなしにかかわらず直ちに業務を実施するものとする。

3 業務内容

- （１） 業 務 名 し尿及び浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽清掃業務
- （２） 委託期間 令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日
 - ※契約の締結に向けた基本協定締結後、田村広域行政組合からの業務引継ぎのための研修を行うことから、業務の開始は令和 5 年 4 月 1 日からとする。
 - ※研修は、事業者が職員を田村広域行政組合に派遣し、当該組合が行うし尿等の収集運搬及び浄化槽清掃業務などの一連の業務に従事する。
 - ※研修期間、派遣職員の数及び研修中の派遣職員に係る人件費相当分の負担など詳細については、基本協定で定める。
- （３） 収集区域 町内全域
- （４） 内 容
 - ①汲取り式トイレのし尿の汲取り
 - ②浄化槽汚泥の抜取、清掃の実施及び浄化槽への水張
 - ③汲取りしたし尿及び汲取りした浄化槽汚泥の下水処理施設へ運搬
 - ④上記業務に付帯する業務一式

(5) 年間概算業務量（令和2年度実績）

① し尿収集運搬の処理件数と汲み取り量

区 分	2 t 車	3 t 車	4 t 車	計
処理件数（件）	1,967	0	1,321	3,288
汲み取り量（ℓ）	526,824	0	464,004	990,828

② 浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽清掃の処理件数

区 分	2 t 車	3 t 車	4 t 車	5 . 5 t 車	計
処理件数（件）	824	4	863	79	1,770
汲み取り量（ℓ）	1,256,400	12,960	2,231,280	495,180	3,995,820

【参 考】

■ 1日当たりの収集運搬の処理件数の目安

（※以下の（１）～（３）の条件を仮定した場合の目安であることに留意）

（１）業務時間：８時間（会社出発から帰社まで）

（２）一日の汲み取り量を以下のとおり仮定する。

① し尿の場合

2 t 車：一日当たり 5,320 ℓ （１箇所 280 ℓ）

3 t 車・4 t 車：一日当たり 7,350 ℓ （１箇所 350 ℓ）

② 浄化槽の場合

2 t 車：一日当たり 10,500 ℓ （１箇所 1,500 ℓ）

3 t 車・4 t 車：一日当たり 13,000 ℓ （１箇所 2,600 ℓ）

（３）浄化槽の場合は清掃も含み、収集運搬車は汲み取り用と水張用の２台を同時に利用する。

収集運搬車	作業員数	処理件数（１日あたり）	
		し尿の場合	浄化槽の場合
2 t 車	2 人	1 9 件	7 件
3 t 車	2 人	2 1 件	5 件
4 t 車	2 人	2 1 件	5 件

■一時貯留槽から田村市汚泥再生処理センターまでの運搬について

(1) 使用する収集運搬車：8 t 車

(2) 作業員数：1 人

(3) 運搬に要する時間の目安（1 往復）：1 0 0 分程度

（一時貯留槽から汲み取り → 田村市汚泥再生処理センターで投入 → 一時貯留槽に戻り）

4 処理施設への搬入と収集運搬の流れ

(1) 処理施設への搬入

収集を行ったし尿及び浄化槽汚泥は、下記①の下水処理施設へ搬入すること。

なお、運搬の効率化を図るため、下記②の一時貯留槽を利用することができる。

①下水処理施設

所 在 地 田村市船引町春山字赤間田 154-3

名 称 田村市汚泥再生処理センター(大滝根水環境センター敷地内)

搬 入 日 土、日、祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日の期間を除く日

搬入時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

②一時貯留槽

所 在 地 小野町大字夏井字石戸屋 40-1

貯 留 量 21.6 m³

(2) 収集運搬の流れ

■ 汲取り式トイレ

所有者または役場から汲取り依頼 ⇒ 収集運搬受託業者 ⇒ 汲取りの実施 ⇒ （一時貯留槽）

⇒ 田村市汚泥再生処理センター

■ 浄化槽

浄化槽保守管理業者から浄化槽清掃依頼 ⇒ 収集運搬受託業者 ⇒ 浄化槽清掃実施

⇒ （一時貯留槽） ⇒ 田村市汚泥再生処理センター

5 実績報告

各月の収集実績は、し尿及び浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽清掃業務実績報告書により翌月の 10 日までに報告すること。

また、各年度の収集実績は、各年度の最終月終了後速やかに報告すること。

6 収集運搬車両

(1) 収集運搬車両については、次の車両を無償にて貸与する。

種別	自動車登録番号	登録年月日	走行距離 (km)	積載量 (ℓ)
2 t 車	福島 800 す 3428	平成 19 年 3 月 16 日	302,033	1,800
2 t 車	福島 800 さ 9503	平成 15 年 10 月 15 日	383,257	1,800
3 t 車	福島 800 せ 655	平成 28 年 11 月 10 日	115,543	2,700
4 t 車	福島 800 す 8852	平成 26 年 2 月 24 日	188,430	3,600
8 t 車	福島 800 す 1443	平成 30 年 11 月 15 日	115,543	7,200

※走行距離については、令和 4 年 4 月 13 日現在

(2) 収集運搬車両の維持管理費について

車検費用は町が負担する。その他の費用については受託者負担とする。

【参考】令和 2 年度車両維持経費

単位：円

種別	消耗品費	修繕料	タイヤ交換費	任意保険料	計
2 t 車 ①	81,540	2,053,773	91,960	41,270	2,268,543
2 t 車 ②	81,540	737,808	91,960	40,930	952,238
3 t 車	81,540	223,030	130,680	46,030	481,280
4 t 車	81,540	201,646	143,880	44,330	471,396
8 t 車	81,540	356,750	240,900	63,070	742,260
計	407,700	3,573,007	699,380	235,630	4,915,717

※2 t 車①の修繕料については、空調等の突発的な故障が例年に比べ多い状況であった。

【参考】令和 2 年度燃料数量 単位：ℓ

種別	数量
2 t 車	4,153
4 t 車	4,793
8 t 車	13,412

7 一般廃棄物（し尿等）処理業遵守事項

（１）遵守すべき法令等

一般廃棄物（し尿等）処理業（収集運搬）の委託業者（以下「業者」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のほか関係法令等を遵守するとともに、業務従事者に周知徹底を図ること。

（２）権利の義務の譲渡等の禁止

受託者は、理由の如何を問わず第三者に対し、委託業務の全部又は一部の実施を委託又は請け負せ、また、委託に基づいて生ずる一切の権利義務を譲渡してはならない。

（３）作業基準等

①収集運搬車両（以下「貸与車両」という。）及び作業器具等は日常から点検整備し清潔に保持するとともに、運搬に際しては、流出及び悪臭の発生がないようにすること。

②車両を変更する場合は、あらかじめ町の許可を得ること。許可のない車両での収集・運搬は行わないこと。

③貸与車両の運行に当たっては、道路交通法規に基づき安全運転に努めること。

④処理施設に搬入する際には、その施設職員の指示に従うこと。

⑤収集運搬時及び電話対応時は受託者としての自覚を持ち、常に住民に対して親切・丁寧に対応すること。

⑥収集運搬を行うに当たっては２名以上で行うこと。（一時貯水槽から下水処理施設までの運搬を除く。）

（４）賠償責任

自己の責めに帰すべき行為により、第三者に損害を与えた場合は、直接その賠償の責任を負わなければならない。

（５）従業員の研修等

受託者は、従業員に対し研修の実施、又は連絡協議会等を必要に応じて開催し、業務の向上に努めなければならない。

8 事業の範囲

取り扱うことのできる一般廃棄物は上記３の業務内容に記載されている種類に限られており、それ以外の一般廃棄物を取り扱うことはできない。

9 欠格要件

受託しようとする者（個人事業主、法人、法人の役員、株主）が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法に規定する欠格要件に該当する場合は、業務を受託できない。なお、受託後において、当該欠格要件に該当した場合は、速やかにその旨を町に届け出ること。

10 委託業務を行うに当たっての遵守事項

し尿及び浄化槽汚泥収集運搬・浄化槽清掃業務を行うに当たっては、以下の事項を遵守すること。

なお、違反した場合には、委託の取り消し、事業の全部又は一部の停止等の行政処分を行うことになる場合があること。

- （１）収集したし尿及び浄化槽汚泥は、町が指定した処理施設に搬入すること。
- （２）貸与車両、収集運搬容器については、し尿及び浄化槽汚泥が飛散、流失しないようにすること。収集運搬に伴う悪臭、騒音、振動が生じないように必要な措置を講ずること。過積載を行わないこと。
- （３）し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業務の実施にあたっては、作業の安全性の確保及び交通安全の確保に十分留意すること。
- （４）収集運搬車に事故が発生した場合は、事故発生報告書により、遅滞なく町に報告すること。
- （５）受託者は、その処理に関する帳簿を備え、次に掲げる事項について記載し、５年間保存すること。
 - ①収集運搬年月日
 - ②依頼者の住所及び氏名
 - ③収集種別及び収集量

11 その他

- （１）本仕様書に明記のないものであっても、業務遂行のために当然に必要な事項は、受託者の責任において行うものとする。
- （２）この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の解釈に疑義を生じたときは、その都度、町と受託者が協議のうえ解決にあたるものとする。

12 罰則の適用（法第 25 条、第 30 条、第 32 条）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の各条項に違反した場合、次表のとおり罰則の適用の対象となります。・許可を受けずに一般廃棄物処理業を行った場合 ・許可を受けずに一般廃棄物の処理又は処理の事業の範囲を変更した場合 ・事業停止命令又は措置命令に従わない場合 ・一般廃棄物処理業許可業者以外の者に委託した場合 ・名義貸しをした場合 ・許可を受けずに一般廃棄物処理施設を設置した場合 ・廃棄物を不法投棄した場合	5 年以下の懲役 若しくは 1,000 万円以下の罰金 又はこの併科
・必要な帳簿を備えず、又は記載保存せず、若しくは虚偽の記載をした場合 ・一般廃棄物処理業者がその業務の廃止若しくは必要な事項の変更を届け出ず、又は虚偽の届出をした場合 ・求められた報告をせず又は虚偽の報告をした場合 ・立入検査を拒否し、妨害し、又は忌避した場合	30 万円以下の罰 金
法人の代表者 法人の代理人、使用人その他の従業員 個人の代理人、使用人その他の従業員 が その個人、法人の業務に関して上記の違反行為をした場合	行為者につき、 上記の各罰則を 適用 ただし、廃棄物 の不法投棄の場 合にあっては、 法人に対して 3 億円以下の罰金